

平成28年2月定例教育委員会

平成28年2月25日(木)
午後1時30分
宮代町役場204会議室

1. 出席者確認

2. 開会の挨拶 教育委員長

3. 挨拶並びに概要説明 教育長

4. 開会の宣言 教育委員長
※資料の確認

5. 報告事項

- (1) 平成28年度教育予算の概要について・・・・・・・・・・別冊
- (2) 学校教育関係
 - ア 3月の行事予定について・・・・・・・・・・ P1
 - イ 平成27年度卒業式について・・・・・・・・・・ 別紙
- (3) 生涯学習関係
 - ア 3月の事業予定について・・・・・・・・・・ P3

6. 審議事項

- 議案第2号 平成28年度教育行政重点施策について・・・・・・・・ P4
- 議案第3号 宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
の一部を改正する規則について・・・・・・・・ P5

7. その他

- (1) 町立小中学校放射線測定結果(マイクロスポット)について・・・・・・・・ P11

8. 次回教育委員会について

- ◎ 日 時 平成28年3月 日 () 午前 時 分
- ◎ 会 場 宮代町

9. 前回会議録の承認並びに署名

10. 閉会宣言 教育委員長

(2)学校教育関係について

ア 平成28年3月行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(火)	・学習参観懇談会(須)(東)	・12年期末試験～2日(須)
2日(水)	・6年生を送る会(須) ・保幼小連絡会(笠)	公立高等学校学力検査 ・12年期末テスト(百)
3日(木)		公立高等学校実技検査面接 ・12年期末テスト(百)
4日(金)	・民生児委員児童委員との懇談会(須) ・6年生を送る会(東)(笠)	・総合的な学習全体発表会(百)
5日(土)		
6日(日)		
7日(月)	コミ協会あいさつ運動(全小学校) ・職員会議<卒業・進級査定会> (須)(百)(東)(笠) ・新通学班編成会議(須)(笠) ・学力向上強化週間～11日(東) ・チャレンジパワーアップ週間(笠9	・PTAあいさつ運動(須) ・芸術鑑賞会、3年生を送る会(百)
8日(火)	第3回いじめ・不登校対策推進会議	第3回いじめ・不登校対策推進会議 ・3年生を送る会(須)(前)
9日(水)		・中3給食終了(全中学校) ・PTAあいさつ運動(百)
10日(木)	臨時校長会9:30～ ・校旗等旗揚げ引継ぎ式(百)	臨時校長会9:30～ 入学許可候補者発表
11日(金)	小中一貫教委育推進委員会14:00～ 第3回学校経営セミナー	小中一貫教育推進委員会14:00～ ・卒業証書授与式予行(全中学校) 第3回学校経営セミナー
12日(土)		
13日(日)		
14日(月)	・保幼小連絡協議会(須)	・卒業式準備(全中学校)

	・学年末の事務のための 短縮日課開始（須）（百）（東）	・ P T A あいさつ運動（須）
15 日（火）	・ 卒業式予行（百）（東）（笠）	卒業証書授与式（全中学校）
16 日（水）	・ 卒業式予行（須）	・ 東小学校への出前授業＜英・数＞（百）
17 日（木）	・ 短縮特別日課（笠）	・ 2 年生保護者会（須） ・ 12 年生授業参観・保護者会（百） ・ 笠原小学校への出前授業＜英・数＞（百） ・ 12 年生球技会（前）
18 日（金）	給食終了日 ・ 大掃除（須） ・ 6 年生互審会（須）	給食終了日 ・ 1 年生保護者会（須） ・ 12 年生保護者会（前）
19 日（土）		
20 日（日）		
21 日（月）	春分の日	春分の日
22 日（火）	卒業式準備（全小学校）	・ 全校朝会＜警察による講話＞（前）
23 日（水）	卒業証書授与式（全小学校）	
24 日（木）	臨時校長会 9 : 3 0 ~	臨時校長会 9 : 3 0 ~ 県公立学力検査得点開示～25 日 ・ 大掃除（須）（百）（前）
25 日（金）	修了式 ・ 平成 28 年度教育計画綴じ込み（東）	修了式 ・ 職員会議、教育課程検討委員会（須）
26 日（土）		
27 日（日）		
28 日（月）		
29 日（火）	臨時校長会 9 : 0 0 ~	臨時校長会 9 : 0 0 ~
30 日（水）	校長教頭辞令交付式	校長教頭辞令交付式
31 日（木）	辞令交付 感謝状手交	辞令交付 感謝状手交

(3)生涯学習関係

ア. 3月の事業予定(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
12日(土) 9:00~16:00	<p>彩の国21世紀郷土かるた県大会</p> <p>■郷土埼玉が育てた人物や美しい自然・文化や産物を心に描きながらカルタを楽しむ。個人戦及び団体戦</p> <p>●対象 小学4~6年生</p> <p>●主催 埼玉県教育委員会、 一般社団法人埼玉県子ども会連合会</p> <p>●共催 坂戸市、坂戸市教育委員会</p> <p>*1月17日の宮代大会の優勝者が出場</p>	坂戸市民総合運動公園体育館武道館
12日(土) ~5月8日(日) 9:30~16:30	<p>企画展「身のまわりの生活史10 器いろいろ」</p> <p>■今回の企画展では、「身のまわりの生活史10 器いろいろ」と題し、「器」という漢字をテーマに、収蔵品の中から関連する資料の展示を行う。</p>	郷土資料館 特別展示室
19日(土) 14:00~16:00	<p>スポーツフィールド(第10回/全10回)</p> <p>■運動実施率が低い30~40才代を主なターゲットとし、指定日時に来館すれば、一人でも楽しく運動できる機会を提供する。</p> <p>●内容:さいかつぼーる</p> <p>●対象:小学生以上</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
27日(日) 10:00~11:30	<p>演奏会「琵琶のしらべ」2</p> <p>■町指定文化財 旧加藤家住宅において、薩摩琵琶の演奏・語りなどを上演する。</p> <p>●演目 源氏物語「桐壺」・「ゴンギツネ」・赤穂浪士「妻子の別れ」</p> <p>●出演者 杉浦本信(琵琶)・田中佳志子(語り)・岩崎敏夫(講談)</p> <p>●無料</p> <p>*9月27日に実施し、好評であったことから再演</p>	郷土資料館 旧加藤家住宅

議案第2号

平成28年度宮代町教育行政重点施策の承認について

別紙のとおり平成28年度教育行政重点施策を定めることにつき議決を求める。

平成28年2月25日提出

宮代町教育委員会

教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

宮代町の教育行政施策を効果的に遂行していくことを目的とし、宮代町教育委員会として平成28年度に重点的な取り組み事項を定めるため、この案を提出するものである。

議案第3号

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成28年2月25日提出

宮代町教育委員会
教育長 吉羽秀男

提 案 理 由

平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の改正に伴う、関係規則の改正を行うものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（1）教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

※教育振興基本計画、教育行政重点施策 など

（2）教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（3）教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（4）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5）次条の規定による点検及び評価に関すること。

※教育委員会の事務の点検評価

（6）第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

※事務委任規則第4条に規定

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

宮代町教育委員会委員長

宮代町教委規則第 号

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成7年宮代町教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（委員会への会議の報告）

第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

- （1）教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策に関する事務 各定例会の会議
- （2）児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するために行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議から当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議
- （3）会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）
- （4）前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<u>(委員会への会議の報告)</u>	
第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。	
(1) 教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策に関する事務 各定例会の会議	
(2) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議から当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議	
(3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議(指定がなかった場合は、当該求められた会議の次の会議)	
(4) 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議(当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。)。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、宮代町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を宮代町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任すること	

等に関し、必要な事項を定めることを目的とする

第6条 第2条の規定により教育長の委任を受けた事務及び第3条第1項の規定により教育長又は職員の専決処理することができる事項に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長はこれを教育委員会の会議に付議しなければならない。

第5条 第2条の規定により教育長の委任を受けた事務及び第3条第1項の規定により教育長又は職員の専決処理することができる事項に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長はこれを教育委員会の会議に付議しなければならない。

町立小中学校放射線測定結果(マイクロスポット)

H28.2 宮代町教育委員会 教育総務担当

校舎屋根からの雨水排水が雨どいを通じて集まる地上の集水枡又は地表面に直に排水する構造となっている、いわゆる「ホットスポット」となる可能性のある場所での測定を実施

町基準値：0.31マイクロシーベルト(地表部)

《今回の測定箇所設定の考え方》

- ・原則として、これまで計測してきた定点を計測、比較
- ・併せて、各校の状況を勘案して適宜計測を実施

学校名	測定箇所	今回	前回	前年同期	前々年同期
		H28.2.3	H27.6.30	H27.2	H26.2
須賀小学校	第3校舎1-2教室前集水枡(左)	0.083	0.085	0.101	0.171
	第3校舎1-2教室前集水枡(右)	0.125	0.132	0.122	0.229
	体育館	0.178	0.215	0.219	0.103
	第1校舎玄関脇	0.091	—	—	—
百間小学校	正門	0.065	—	0.055	0.133
	体育館裏手	0.064	—	0.092	0.125
	プール脇	0.076	—	0.079	0.083
	第2校舎裏 外トイレ脇	0.103	—	0.073	0.285
東小学校	鉄筋校舎北角排水管吐口	0.130	—	0.162	0.228
	鉄筋校舎北側便所脇排水管吐口	0.104	—	0.146	0.151
	鉄筋校舎東角排水管吐口	0.113	—	0.111	0.160
	通路花壇脇	0.049	—	0.061	0.078
笠原小学校	保健室前排水浸透枡	0.104	0.161	0.177	0.234
	低学年棟縦樋排水浸透枡	0.096	0.091	0.094	0.115
	低学年棟縦樋排水浸透枡	0.086	0.107	0.108	0.093
	低学年棟縦樋排水浸透枡	0.080	0.081	0.103	0.116
須賀中学校	校舎北排水管吐口	0.093	—	0.108	0.091
	校舎東排水管吐口	0.076	—	0.085	0.166
	校舎西排水管吐口	0.073	—	0.066	0.164
	部活棟脇	0.113	—	0.127	0.061
百間中学校	二階校舎前排水管吐口	0.068	—	0.085	0.157
	四階校舎前排水管吐口	0.092	—	0.102	0.091
	三階校舎駐輪場脇排水管吐口	0.086	—	0.091	0.090
	三階校舎部室棟寄排水管吐口	0.088	—	0.112	0.149
前原中学校	運動場	0.053	—	0.081	0.068
	正門	0.068	—	0.042	0.100
	体育館前	0.074	—	0.077	0.076
	体育館裏	0.092	—	0.100	0.232